

独立監査人の監査報告書

令和8年6月5日

学校法人 千葉敬愛学園
理事会 御中

公認会計士松本香事務所
東京都荒川区
公認会計士 **松本香**
望月公認会計士事務所
東京都荒川区
公認会計士 **望月 崇**

<計算関係書類監査>

計算関係書類に対する監査意見

私たちは、私立学校法第104条第2項に基づき、学校法人 千葉敬愛学園の令和7年度（令和7年4月1日から令和8年3月31日まで）の計算関係書類（計算書類、すなわち貸借対照表、事業活動収支計算書、資金収支計算書、活動区分資金収支計算書、重要な会計方針、その他の注記及びその附属明細書をいう。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の計算関係書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して、当該計算関係書類に係る期間の財産及び収支の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

計算関係書類に対する監査意見の根拠

私たちは、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における私たちの責任は、「計算関係書類の監査における監査人の責任」に記載されている。私たちは、我が国における職業倫理に関する規定に従って、法人から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。私たちは、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告書及びその附属明細書並びに財産目録のうち意見の対象とされていない部分である。理事者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監事の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

私たちの計算関係書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、私たちはその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算関係書類の監査における私たちの責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算関係書類又は私たちが監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

私たちは、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、私たちが報告すべき事項はない。

計算関係書類に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠して計算関係書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算関係書類を作成し適正に表示するために理事者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算関係書類を作成するに当たり、理事者は、継続法人の前提に基づき計算関係書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に基づいて継続法人に関する事項を開示する必要がある場合には、当該事項を開示する責任がある。

監事の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における理事の職務の執行を監視することにある。

計算関係書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算関係書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算関係書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算関係書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算関係書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 理事者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに理事者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 理事者が継続法人を前提として計算関係書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続法人の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続法人の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算関係書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算関係書類の注記事項が適切でない場合は、計算関係書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査

証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、法人は継続法人として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 計算関係書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算関係書類の表示、構成及び内容、並びに計算関係書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監事に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

<財産目録に対する意見>

財産目録に対する監査意見

私たちは、私立学校法第 86 条第 1 項及び私立学校法施行規則第 24 条に基づき、学校法人 千葉敬愛学園の令和 8 年 3 月 31 日現在の令和 7 年度（令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 31 日まで）の財産目録（貸借対照表に対応する項目に限る。以下同じ。）について監査を行った。

私たちは、上記の財産目録が、全ての重要な点において、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合して作成されているものと認める。

財産目録に対する理事者及び監事の責任

理事者の責任は、財産目録を、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠するとともに、貸借対照表と整合して作成することにある。

監事の責任は、財産目録作成における理事の職務の執行を監視することにある。

財産目録に対する監査における監査人の責任

監査人の責任は、財産目録が、我が国において一般に公正妥当と認められる学校法人会計の基準に準拠しており、貸借対照表と整合しているかについて意見を表明することにある。

利害関係

法人と私たちとの間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査報告書

2026（令和8）年6月11日

学校法人 千葉敬愛学園

理事長 三幣 利夫 殿

監事 小島 意明 

監事 福島 健郎 

私たち監事は、2025（令和7）年4月1日から2026（令和8）年3月31日までの2025（令和7）年度の学校法人千葉敬愛学園の業務及び財産の状況並びに理事の職務の執行の状況に関し、監査を行いました。その方法及び結果について、次の通り報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

- (1) 理事会その他重要な会議に出席し、理事及び職員等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。
- (2) 事業報告書に記載されている理事の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制、その他学校法人の業務の適正を確保するために必要なものとして私立学校法施行規則第13条各号に掲げる体制の整備に関する理事会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、理事及び職員等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
- (3) 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「会計監査人の職務の遂行に関する事項」（私立学校法施行規則第37条各号に掲げる事項）の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該会計年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算関係書類（計算書類及びその附属明細書）並びに財産目録について監査を実施しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告書等の監査結果

- ① 事業報告書及びその附属明細書は、法令及び寄附行為に従い、法人の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 理事の職務の遂行に関する不正の行為又は法令若しくは寄附行為に違反する重大な事実は認められません。

- ③ 内部統制システムに関する理事会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告書の記載内容及び理事の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算関係書類及び財産目録の監査結果
- 会計監査人松本香氏、望月崇氏の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

以上

【ご参考】私立学校法施行規則

第 13 条(学校法人の業務の適正を確保するための体制)

法第三十六条第三項第五号（法第一百五十二条第六項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める体制は、次に掲げる体制とする。

- 一 理事の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- 二 損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- 三 理事の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- 四 職員の職務の執行が法令及び寄附行為に適合することを確保するための体制
- 五 監事とその職務を補助すべき職員を置くことを求めた場合における当該職員に関する事項
- 六 前号の職員の理事からの独立性に関する事項
- 七 監事の第五号の職員に対する指示の実効性の確保に関する事項
- 八 理事及び職員が監事に報告をするための体制その他の監事への報告に関する体制
- 九 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- 十 監事の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- 十一 その他監事の監査が実効的に行われることを確保するための体制

第 37 条(会計監査人の職務の遂行に関する事項)

会計監査人は、前条第 1 項の規定による特定監事に対する会計監査報告の内容の通知に際して、当該会計監査人についての次に掲げる事項（当該事項に係る定めがない場合にあっては、当該事項を定めていない旨）を通知しなければならない。

ただし、全ての監事が既に当該事項を知っている場合は、この限りでない。

- 一 独立性に関する事項その他監査に関する法令及び規程の遵守に関する事項
- 二 監査、監査に準ずる業務及びこれらに関する業務の契約の受任及び継続の方針に関する事項
- 三 会計監査人の職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制に関するその他の事項